

山梨県公報

第千八百四十九号

平成二十年

四月二十八日

月 曜 日

三九・〇

目次

道路の区域変更……………二二五

公告……………二二五

平成二十年度調理師試験の実施……………二二五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………二二六

開発行為に関する工事の完了について……………二二六

告示

山梨県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年五月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市大津町字入田二三四番地先から 甲府市大津町字入田二二三〇番の二地先まで	旧	二五・九 二六・六	二二〇・八
	新	二五・九	二二〇・八

公告

●平成二十年度調理師試験の実施
調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成二十年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時
平成二十年七月五日(土)午後一時から三時まで
- 二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - 1 食文化概論
 - 2 衛生法規
 - 3 公衆衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 食品衛生学
 - 7 調理理論
- 四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書受付期間
平成二十年五月十九日(月)から同月二十三日(金)までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所
住所地为所管する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類
- 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
- 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
- 八 受験手数料
六千百円（受験願書に六千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南巨摩郡増穂町青柳町字田島屋敷一三七五の一、一三七五の五、一三七五の六、一三七五の七、一三七五の八、一三七五の九、一三七五の一〇、一三七五の一、一三七五の二、一三七五の三、一三七五の四、一三七五の一五、一三七五の一六、一三七五の一七、一三五六の七、一三五六の八、一三七二の三、一三七二の四、一三七二の六、一三七二の七、一三七四の四及び一七三四の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉一丁目八番二十二号 有限会社丸二商事 代表取締役 三枝昭二

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
韮崎市神山町字神小路一八一の一、一八一の三、一八二八、一八三〇の一、一八三〇の四、一八五四の一、一八五四の四、一八五四の五、一八五四の六、一八五四の七及び一八五四の八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路、道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
韮崎市神山町鍋山千八百四十三番地 大村 智

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年四月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字下手三六九二番四、三六九二番五、三六九二番六、三六九二番七、三六九二番八、三六九二番九、三六九二番一〇、三六九二番一一、三六九二番一二、三六九二番一三、三六九二番一四、三六九二番一五、三六九二番一六、三六九二番一七、三六九二番一八、三六九二番一九、三六九二番二〇、三六九二番二一、三六九二番二二及び三六九二番五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野七丁目一四番四号 大和情報サービス株式会社 代表取締役社長
板倉正弘

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番